

令和3年度12月 第9回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年12月24日（金） 午前10時00分 ～ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推 1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推 2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推 3	宇佐美 雅仁	欠席
4	加藤 勝	出席	推 4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推 5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推 6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推 7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推 8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推 9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	欠席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
農政事業監	伊藤 晃一	書 記	深見 訓英
事務局長	大堀 俊和		片岡 篤志
主 幹	今枝 勲男		吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 3 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 3 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 3 4 号 農用地利用計画変更申出について
日程第 6	議案第 3 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
日程第 7	報告第 3 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 3 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 3 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 3 4 号 農地改良届について

議 長	(あいさつ) 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は１３人、推進委員の出席数は８人です。農業委員の横井幸一委員と推進委員の宇佐美雅仁委員が欠席となっております。 定足数に達していますので、令和３年度１２月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第１「議事録署名委員の指名」を行います。 ６番 笹野明美 委員及び、７番 近藤美奈子 委員を指名します。
議 長	日程第２「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日１日限りと決定しました。
議 長	日程第３ 議案第３２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。
議 長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 議案第３２号１番につきまして説明いたします。 議案第２ページをご覧ください、参考資料は１～２ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田山地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。 ２番につきまして説明いたします。 参考資料は３～４ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田前並地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

3 番につきまして説明いたします。

参考資料は 5 ～ 6 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は新居屋江ノ橋
地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

4 番につきまして説明いたします。

参考資料は 7 ～ 8 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は新居屋江ノ橋
地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等
はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、1 2 月 2 1 日に鈴木委員と林委員と現地確認を
させていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第 3 2 号につきまして、鈴木委員と林委員で現地確認を行って
いただきましたが、代表して鈴木委員から現地の状況について、報告願います。

鈴木委員 議案 3 2 号につきまして、林委員と現場を確認しましたが、農地の耕作
について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第 3 2 号
について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 3 2 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第 3 2 号は承認されました。

議 長 日程第 4 議案第 3 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に
ついて」を議題とします。

議案第 3 3 号 4 番は山田委員、1 1 番は平尾委員にそれぞれ関係する事
項があります。

あま市農業員会総会規則第 1 7 条の規定により、山田委員、平尾委員に
は一時退席していただきます。

(両委員 退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

(説 明)

議案第33号1番につきまして説明いたします。

議案は3ページ、参考資料は9～11ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は甚目寺畦田地内の田で、医療等施設への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、現在あま市甚目寺地内で歯科医院を営んでおります。

患者の増加に伴い、現在の建物が手狭となり増改築を行いたい賃貸物件で叶わないため、現在の建物から近い場所で分院を開設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、市役所から300m以内の農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は12～14ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下之森一丁田地内の田で、流通業務施設への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は現在名古屋市中川区地内に本社を置き、申請地近隣であるあま市七宝町下之森八ノ坪地内に営業所を構え、一般貨物運送業を営んでいます。業務の拡大に伴い、現在近隣で使用している営業所では手狭となったため、現在の営業所から近い場所で事務所、倉庫、事業用車両を置く営業所を開設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、10ha未満であるもので、農地区分は第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は15～17ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島鳥居先地内の田で、店舗への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は申請地から南へ200mほどのあま市七宝町鳥居先地内にて家庭用電化製品の販売、空調設備及び冷暖房設備の設計・施工等を行う事業を営んでおります。

業務の多様化に伴い、現在使用している建物では手狭になったため、現在の営業拠点に近い場所で製品展示及び販売店舗を新設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

4番につきまして説明いたします。

参考資料は18～20ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は花正柳坪地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は申請地西側道路を挟んだあま市花正七反地地内に本社を置き、自動車部品製造業を営んでいます。

現在、申請地南側に既存の駐車場がありますが、業務の拡大に伴いトラック等の大型車両の搬入が増加したため、既存の駐車場と一体で使用する駐車場及びトラック待機場所を設置する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

5番につきまして説明いたします。

参考資料は21～23ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田下才当治地内の田で、駐車場兼倉庫への転用で、賃借権設定となっております。

譲受人は申請地東側に本店を置き、建築工事業を営んでいます。

中古家具販売業への新規参入に伴い、今ある建物と駐車場では手狭なため、新たに倉庫を建設し、既存の駐車場と一体で使用する駐車場を設置する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、

第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

6番につきまして説明いたします。

参考資料は24～26ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は森山堂建地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は現在申請地北側に居住しております。

生活環境の変化に伴い家族の駐車場が必要になったため、新たに駐車場を設置する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

7番及び8番につきまして説明いたします。

参考資料は27～29ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は北荏上深坪地内の田・畑で、駐車場兼資材置場への転用で、賃借権設定及び所有権移転となっております。

申請者は名古屋市中区に本店を置き、申請地周辺を製造・販売拠点とし、鉄鋼製品加工・販売業を営んでいます。

業務の拡大に伴い、扱う資材の種類・量が増え、従業員が増加したこと、またコロナ渦において公共交通機関での通勤者が感染リスクの少ない自動車通勤に切り替わったことにより、駐車場・資材置場が不足しているため、新たに駐車場及び資材置場を新設するための申請となっております。

参考資料には明記しませんでしたでしたが、申請地南側には既存の駐車場があり、そこを含めて一体で利用する計画となっております。

なお、農地転用の申請としては1件ですが、権利設定の種類が異なるため、議案は2件に分割しております。

2件の合計面積は2,119㎡となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

9番につきまして説明いたします。

参考資料は30～32ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は森山道上地内の畑で、一般個人受託への転用で、使用貸借権設定となっております。

譲受人は生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

10番につきまして説明いたします。

参考資料は33～35ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町鷹居七丁目地内の田の太陽光発電設備設置への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は長久手市内に本店を置き、愛知県及び長野県で3か所の太陽光発電施設を稼働させています。

さらなる事業拡大を目指し、事業用地を探していたところ、懇意にしている発電施設設置会社から今回の申請地を含めた複数箇所の用地を紹介されましたが、本申請地以外は所有者との合意に至りませんでした。よって事業拡大を図るため、本申請地に太陽光発電施設を設置するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。

業務上必要な施設で集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

11番につきまして説明いたします。

参考資料は36～38ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島彼岸出地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、申請地の道路を挟んだ東側で新庁舎を建設しております。

東側の農地転用済の敷地内で建設する予定だった立体駐車場が計画変更でなくなったため、新たに駐車場を設置する申請となっております。

申請地の一部においては、現在新庁舎建設を受注している業者が令和2年度に一時転用で農地転用の許可を受けております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、市役所から300m以

内の農地で、農地区分は第３種農地に区分されます。

第３種農地のため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、１２月２０日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、１２月２１日には鈴木委員と林委員とで現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第３３号につきまして、鈴木委員と林委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して鈴木委員から現地の状況について、報告願います。

鈴木委員 議案３３号につきまして、林委員と現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第３３号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第３３号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第３３号は承認されました。

それでは、山田委員と平尾委員に戻っていただきます。

（両委員 入室）

議 長 日程第５ 議案第３４号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。

それでは、事務局から説明させます。

事 務 局 （ 説 明 ）

議案第３４号１番につきまして説明いたします。

議案第７ページをご覧ください。

参考資料は３９～４１ページをご覧ください。

申出者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町鷹居四丁目地内の田です。

申出者は現在、申請地の南で建築資材の販売業を営んでおります。今回事

業拡張のため、現本社の倉庫を増築するに伴い、現在使用している資材置場及び駐車場の敷地が確保できなくなるため、今回この土地を譲り受けそれに充てるための申請となっております。また、土地の選定理由については、本社が市街化区域内にあり、隣接地には住居や工場などが既に建っていることから計画する敷地面積が確保できない状況です。よって、本社北側道路に面する今般の申請地において、農用地区域内ではありますが、申出者の事業を営む上での利便性、敷地面積、地権者との合意などの要件が整ったため今回の申請に至りました。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

2 番につきまして説明いたします。

参考資料は 4 2 ～ 4 4 ページをご覧ください。

申出者は、議案のとおりとなっており、申請地は篠田四丁目地内の田です。

申出者は申請地北側の土地（篠田四丁目 7 番 1、7 番 2、3 番、5 番）と一体利用で資材置場及び産業廃棄物収集運搬積替保管場として利用する予定です。しかし、申請地北側沿いの県道の交通量が多く、当該施設への車輛の出入りで渋滞を起こす可能性があるため、3 番、5 番、6 番 1 を車輛の待機場及び進入路として利用することで、その危険性を回避することができる。今回の申請はそのための申請となっております。なお、申出地は農用地区域内ですが周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

こちらにつきましては、1 2 月 2 0 日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、1 2 月 2 1 日には鈴木委員と林委員とで現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

議案第 3 4 号につきまして、鈴木委員と林委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して鈴木委員から現地の状況について、報告願います。

鈴木委員

議案 3 4 号につきまして、林委員と現場を確認しましたが、転用につい

て問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第 3 4 号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 3 4 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第 3 4 号は承認されました。

議 長 日程第 6 議案第 3 5 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について（農地中間管理事業分）」を議題とします。

それでは、事務局から説明させます。

事 務 局 （ 説 明 ）

議案第 3 5 号につきまして説明いたします。

議案第 8 ページをご覧ください。

農地所有者につきましては 3 1 名、貸付地は 1 0 2 筆、借受者は 4 名となっております。

議 長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第 3 5 号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので質疑を終了します。

議 長 日程第 7 報告第 3 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、報告第 3 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、報告第 3 3 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について」、報告第 3 4 号「農地改良届について」を事務局から一括で報告願います。

事 務 局 （ 報 告 ）

議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第 3 1 号から報告第 3 4 号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

議 長	以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。 よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。 異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦労様でした。 次回の農業委員会でございますが、１月２８日（金）午前１０時から の予定です。よろしくお願いいたします。 最後にその他ということで、事務局からお願いします。
	終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 笹野 明美

署 名 委 員 近藤 美奈子